

平成29年2月10日
東北経済産業局

由利本荘市による供給約款変更認可申請に係る
公聴会は開催しないこととなりました。

東北経済産業局では、ガス事業法第17条第1項の規定に基づき、平成28年12月19日付けで由利本荘市から申請のあった一般ガス供給約款変更認可申請に係る公聴会に対する意見を募集[1月6日お知らせ済み]してまいりましたが、提出期限である2月8日までに、意見陳述届出書の提出が無かったことから、公聴会は開催しないこととなりましたのでお知らせします。

1. 申請者及び認可申請の概要

- 申請者 : 由利本荘市
- 申請の概要 : 現在、需要家が存在せず、事業開始の見込みがない「由利本荘市三条字前田の一部(三条字前田33番地1~18、36番地1~24、40番地3、5、7~20、86番地、91番地、94番地を除く)」を供給区域から減少することに伴う一般ガス供給約款の変更
- 実施予定日 : 平成29年3月15日

2. 当初予定していた公聴会の開催日及び開催場所

- 開催日 : 平成29年2月22日(水) 13時15分から
- 開催場所 : 由利本荘市文化交流館カダーレ 会議室1
(住所: 秋田県由利本荘市東町15)

- ※ 提出までに意見陳述届出書の提出がなかったため、公聴会は開催いたしません。
- ※ 当日お越しにならないようご注意ください。

【お問い合わせ先】

東北経済産業局 電力・ガス事業課長 田中 祐正
担当者: 早坂、氏家 TEL: 022-221-4941 (直通)